○金融庁告示第三十三号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条の二第二項第五号の二及び第二十三号の規定に基づき、保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準（平成十一年大蔵省告示第六号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
1　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次に掲げるものとする。 一　規則第五十六条の二第二項第五号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二　当該特定金銭債権は、保険会社又はその子会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。同号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。同号において同じ。）を取得し、又は保有している当該保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行から当該特定会社が取得した債権であること。 三　特定会社は、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。 四　特定会社は、取得した不動産の円滑な売却に努めること。 五　特定会社が前二号に掲げる行為を行うに当たっては、保険会社又はその子会社が、合算して、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。	（債権管理回収業の範囲等） **第一条**　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　規則第五十六条の二第二項第五号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二　当該特定金銭債権は、保険会社又はその子会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行から当該特定会社が取得した債権であること。 三　特定会社は、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。 四　特定会社は、取得した不動産の円滑な売却に努めること。 五　特定会社が前二号に掲げる行為を行うに当たっては、保険会社又はその子会社が、合算して、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。
2　法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社が同号ロに掲げる業務として規則第五十六条の二第二項第五号の二括弧書に規定する業務を行う場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「保険会社又は」とあるのは「保険持株会社又は」と、「保険会社、その」とあるのは「保険持株会社の」と、同項第五号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」とする。	2　前項の基準は、法第二百七十一条の二十二第一項第十二号ロに規定する規則第五十六条の二第二項第五号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」と、「保険会社、その」とあるのは「保険持株会社の」と、同項第五号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及びリース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件